

総社市告示第10号

総社市高齢者等住宅手すり設置・段差解消支援助成事業実施要綱（平成28年総社市告示第31号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、高齢者及び身体障がい者（以下「高齢者等」という。）が、居住する住宅において、手すり設置等の改修を行う場合に、その費用の一部を助成することにより、高齢者等の在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 住宅 <u>前3号</u>に掲げる建築物をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(助成対象工事)</p> <p>第4条 助成の対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、<u>助成の決定後に着手し、当該年度の3月末日までに第10条第1項に規定する工事完了届を提出することができる、日常生活上の動線における工事</u>であって、<u>市内建築業者が施工する次に掲げる工事</u>とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、高齢者及び身体障がい者（以下「高齢者等」という。）が、居住する住宅において、手すり設置等の<u>簡易な改修</u>を行う場合に、その費用の一部を助成することにより、高齢者等の在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 住宅 <u>前各号</u>に掲げる建築物をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(助成対象工事)</p> <p>第4条 助成の対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、<u>助成金の交付決定後に助成対象工事に着手し、当該年度の3月末日までに第10条第1項に規定する工事完了届が提出できる工事</u>であって、<u>次の全ての要件に該当する工事</u>とする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>手すりの設置</u></p> <p>(2) <u>踏み台の設置</u></p> <p>(3) <u>階段の設置</u></p> <p>(4) <u>スロープの設置</u></p> <p>(5) <u>敷居の撤去</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる改修に附帯する工事</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、助成対象工事から除くものとする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>住宅の屋外（助成対象者が主として外出の用に供する部分を除く。）を改修する工事</u></p> <p>(4) <u>市長が適当でないと認める工事</u></p> <p>(助成の決定)</p> <p>第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の適否を決定し、総社市高齢者等住宅手すり設置・段差解消支援助成事業決定（却下）通知書により申請者に通知する<u>ものとする。</u></p> <p>(変更申請等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、同項第1号による申請にあっては、総社市高齢者等住宅手すり設置・段差解消支援助成事業変更決定通知書により、その他の場合にあっては、速やかに助成の取消しを決定し、総社市高齢者等住宅手すり設置・段差解消支援助成事業決定取消通知書により、助成利用者に通知する<u>ものとする。</u></p> <p>(請求及び支給)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 市長は、前項の請求を受理したときは、内容を審査の上、助成金を支給する<u>ものとする。</u></p>	<p>(1) <u>工事の内容が手すりの設置又は段差解消であること。</u></p> <p>(2) <u>市内建築業者が助成対象工事の施工者であること。</u></p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する<u>工事については、助成対象工事から除くものとする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>この事業の目的に直接関連のない工事又は必要以上に行う工事</u></p> <p>(4) <u>この事業の助成決定前に着手している工事</u></p> <p>(助成の決定)</p> <p>第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の適否を決定し、総社市高齢者等住宅手すり設置・段差解消支援助成事業決定（却下）通知書により申請者に通知する。</p> <p>(変更申請等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、同項第1号による申請にあっては、総社市高齢者等住宅手すり設置・段差解消支援助成事業変更決定通知書により、その他の場合にあっては、速やかに助成の取消しを決定し、総社市高齢者等住宅手すり設置・段差解消支援助成事業決定取消通知書により、助成利用者に通知する。</p> <p>(請求及び支給)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 市長は、前項の請求を受理したときは、内容を審査の上、助成金を支給する。</p>

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。